

証券コード 2668  
2023年5月10日  
(電子提供措置の開始日2023年5月2日)

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号  
**タビオ株式会社**  
代表取締役社長 越 智 勝 寛

## 第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第46期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

【<https://tabio.com/jp/corporate/company/ir/notification.html>】



東証ウェブサイト

【<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>】



(上記の東証ウェブサイトにはアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タビオ」、又は、「コード」に当社証券コード「2668」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月24日(水曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時予定）
  2. 場 所 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号  
なんばパークス内パークスタワー16F  
当社本店大会議室  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第46期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第46期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

- ◎従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、会社法改正による電子提供制度の開始に伴い、上記ウェブサイトに掲載して提供することとなりました。お手数ですが、上記各ウェブサイトにアクセスしてご確認下さいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様へご送付してる書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎次回以降につきまして書面での送付をご希望の株主様におかれましては、証券口座を開設されている証券会社又は株主名簿管理人へお問い合わせいただき、会社法に定める書面交付請求に関するお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

# 事 業 報 告

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、行動制限の解除や入国規制の緩和に伴い、経済活動の正常化に向けた動きが見られました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や為替相場の急激な変動による商品・サービス価格の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内衣料品販売の市場では、外出需要の増加に伴い季節商品の販売が好調に推移し、インバウンド需要も回復傾向を見せ始めましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況や気温の変化が実需に大きな影響を及ぼすなど、市場環境の変化に迅速に対応することが求められております。

このような状況の中で当グループは、今期の経営方針『タビオ・デジタルリミックス』を掲げ、リアルとWEBが融合したOMO店舗の出店・リニューアルを加え、お客様に新たな購買体験を提供することで利便性を高め、顧客満足度の向上と新規顧客の獲得につなげております。

#### (国内専門店事業)

国内専門店事業におきましては、『靴下屋』『Tabio』『Tabio MEN』各ブランドの国内専門店舗をOMO店舗とするため、新規出店・リニューアルを進めました。具体的には、トレンドを取り入れた店装やオンラインサイネージを導入し、SNSを起点としたトレンドに迅速に対応できる商品展開の実施に注力しました。また、AI機能を搭載した刺繍機の導入や店頭販売員によるスマホ接客など、お客様一人一人に合わせた付加価値の高いサービスの強化にも取り組みました。

以上の結果、「国内専門店事業」の売上高は12,159百万円（前年同期比11.9%増）となりました。

#### (国内EC事業)

国内EC事業におきましては、将来的な目標である売上構成比25%を達成するための施策を実施いたしました。具体的には、商品画像を置き画像から着用画像に変更し、スタッフコーディネートを活用するなど、ECサイトにおけるユーザビリティを高める施策を中心に進めました。また多くの企業やブランドとのコラボ商品展開や、スマホからでもオリジナルソックスが作成できるカスタム刺繍サービスの提供など、お客様一人一人の需要に対応できる施策も行いました。

以上の結果、「国内EC事業」の売上高は1,908百万円（前年同期比7.3%増）となりました。

#### (海外・スポーツ卸事業)

スポーツ卸事業におきましては、機能性を追求したスポーツソックスの展開をランニング、フットボール、野球、バスケットボールと拡大しております。その中でもフットボールソックスは、トップ選手から学生まで購買層が拡がり、売上成長の牽引役となりました。

また海外事業では、欧州・北米市場において、新型コロナウイルス感染症の影響も終息し、経済活動の正常化とともに売上も回復しました。中国市場ではゼロコロナ政策の影響が大きく厳しい状況が続きましたが、今後も重要な成長市場として見据え、現地子会社を設立し、現地の需要に応じた最適な生産体制を構築する準備を進めております。

以上の結果、「海外・スポーツ卸事業」の売上高は1,196百万円（前年同期比15.5%増）となりました。

出退店状況におきましては、フランチャイズチェーン店9店舗、直営店4店舗の新規出店と、フランチャイズチェーン店6店舗、直営店11店舗の退店により、当連結会計年度末における店舗数は、フランチャイズチェーン店114店舗（海外代理商による28店舗を含む）、直営店159店舗（海外4店舗を含む）、合計273店舗となりました。

利益面におきましては、固定資産の減損会計の適用を行った結果、減損損失134百万円を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は15,264百万円（前年同期比11.6%増）、営業利益507百万円（前年同期比321.0%増）、経常利益529百万円（前年同期比162.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益232百万円（前年同期比26.3%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源価格・原材料価格の高騰や為替相場の変動を背景とした物価の上昇など、引き続き不透明な状況で推移すると予想されます。国内衣料品販売におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も緩和され、人流の回復や消費活動の正常化が期待される一方、物価高による節約志向の高まりやライフスタイルの変化が消費行動に影響するものと予想されます。

このような状況の中で当グループは、お客様一人一人の顧客満足度向上と多様に変化する消費者ニーズに迅速に対応するため、①お客様の消費行動の変化に対応できる生産体制の構築、②国内EC売上の向上及びリアル店舗への送客を実現するため、WEB・SNSでの発信力を強化、③メンズ顧客層の拡大及びメンズ商品の認知度向上を目的に、俳優・窪塚洋介氏の『Tabio MEN』アンバサダー起用、などの取り組みを実施して参ります。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### (3) 資金調達の様況

特記すべき事項はありません。

### (4) 設備投資の様況

当連結会計年度中の設備投資額の総額は510百万円であり、その主なものは直営店の新規出店や移転・増床・改装に伴う差入保証金及び内装・什器やソフトウェア等であります。

### (5) 財産及び損益の様況の推移

区 分	第 43 期	第 44 期	第 45 期	第 46 期 (当連結会計年度)
	2020年 2 月期	2021年 2 月期	2022年 2 月期	2023年 2 月期
売 上 高(百万円)	15,722	11,505	13,677	15,264
経 常 利 益 (△ 損 失)(百万円)	262	△866	201	529
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円) (△純損失)	7	△1,550	183	232
1株当たり当期純利益 (△純損失)(円)	1.11	△228.11	27.04	34.17
総 資 産(百万円)	8,756	7,609	7,748	7,733
純 資 産(百万円)	5,677	3,912	3,990	4,019

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」又は「1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の様況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 又 出 資 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
タビオ奈良株式会社	千円 9,000	% 100.0	物流業務、靴下の企画・検査・検品・加工、機械の製造・販売等
Tabio France S.A.S.	千€ 900	% 100.0	衣料品の小売、卸売及び輸出入

## (7) 主要な事業内容

靴下の企画・卸・小売とフランチャイズチェーン・直営店『靴下屋』、直営店『タビオ』等の展開を事業としております。

現在、当社の直営店を国内に155店舗（『靴下屋』関連107店舗、『タビオ』関連48店舗）有しており、フランチャイズ加盟店は国内で86店舗に至っております。

海外支店としてイギリスに1店舗、海外子会社の直営店としてフランスに3店舗を展開しており、中国において代理商による28店舗を展開しております。

タビオ奈良株式会社は物流業務及び商品の検査・研究業務を行っております。



## (8) 主要な事業所等

① 本 社：大阪市浪速区難波中二丁目10番70号  
 なんばパークス内パークスタワー16F

東京支店：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号渋谷クロスタワー31F

直 営 店：155店舗

区分	地 域	主 要 な 店 舗 名	店 舗 数
靴下屋 関連	北 海 道	札幌アピア、札幌ステラプレイス	4店
	東 北	エスパル仙台、仙台セルバ	5店
	関 東	ルミネ北千住、ルミネ新宿、渋谷マークシティ、ルミネ有楽町、ルミネ立川、アトレ恵比寿、ルミネ太宮1、ルミネ横浜、ラゾーナ川崎	46店
	甲信越・北陸・東海	ラブラ万代、イオンモール高岡、新静岡セノバ、メイワン浜松、イオンモールナゴヤドーム前	12店
	近 畿	なんばパークス、ルクア、イオンモール泉南 京都ポルタ、京都寺町	18店
	中 国 ・ 四 国	ゆめタウン広島、イオンモール広島府中	5店
	九 州 ・ 沖 縄	アミュプラザ博多、アミュプラザ鹿児島、 熊本下通り	17店
	小 計		107店
タピオ 関連	北 海 道	札幌アピア	1店
	東 北	仙台パルコ本館	2店
	関 東	東京ソラマチ、東武池袋、表参道ヒルズ、六本木ヒルズ、ルミネエスト、GINZA SIX、KITTE、	19店
	甲信越・北陸・東海	JR名古屋高島屋、ラシック名古屋	9店
	近 畿	大丸梅田、阪神百貨店、大丸京都、京都寺町、 グランフロント大阪、阪急三番街	11店
	中 国 ・ 四 国	福屋百貨店	1店
	九 州 ・ 沖 縄	ラシック福岡天神、小倉井筒屋、鶴屋百貨店、 アミュプラザ鹿児島プレミアム館	5店
	小 計		48店
総 合 計		155店	

② 子会社等

国内	タビオ奈良株式会社	奈良県北葛城郡広陵町三吉578
国外	Tabio France S.A.S.	フランス
	Tabio Retail S.A.S.	フランス
	踏比鷗商貿（上海）有限公司	中国

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
274名	-5名

(注) 上記従業員のほか、販売職社員等（年間平均雇用人数）が613名おります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	225,110
株式会社三菱UFJ銀行	225,000
株式会社南都銀行	100,183

千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 26,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 6,789,947株(自己株式23,933株を除く)  
 (3) 株主数 9,043名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社越智産業	2,478,000	36.50
エム・エス・エヌ株式会社	1,075,900	15.85
タビオ取引先持株会	230,792	3.40
越智勝寛	102,824	1.51
高山清行	100,000	1.47
石坂季之	75,000	1.10
越智康彦	71,214	1.05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	69,700	1.03
越智恵子	66,668	0.98
真砂純子	66,666	0.98

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	9,696株	5名
社外取締役	—	—
監査役	941株	1名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	越 智 勝 寛	エム・エス・エヌ株式会社代表取締役
専 務 取 締 役	荻 原 正 俊	東京支店長 Tabio France S. A. S. 代表取締役
取 締 役	越 智 康 彦	
取 締 役	真 砂 輝 男	タビオ奈良株式会社代表取締役
取 締 役	関 淑 束	財務部長
取 締 役	大 武 健 一 郎	(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会 名誉理事長
取 締 役	金 井 路 子	株式会社グロースエンジン代表取締役
常 勤 監 査 役	小 田 明	
監 査 役	林 裕 之	弁護士（弁護士法人 太田・柴田・林法 律事務所）
監 査 役	高 山 和 則	公認会計士・税理士（高山公認会計士事 務所）

- (注) 1. 2022年5月26日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、谷川 繁氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 2022年5月26日開催の第45期定時株主総会において、関淑束氏は取締役に選任され、就任いたしました。
3. 監査役 林 裕之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務分野において豊富な知識と経験を有するものであります。
4. 監査役 高山和則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 大武健一郎及び金井路子の両氏は、社外取締役であります。
6. 監査役 林 裕之及び高山和則の両氏は、社外監査役であります。
7. 取締役 大武健一郎及び金井路子、監査役 林 裕之及び高山和則の4氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払いの対象外としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

#### (基本方針)

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、その役割と責務を適切に果たす観点から、基本報酬に加えて、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬で構成する。社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、基本報酬のみとする。

#### (基本報酬)

基本報酬は、月例の金銭報酬とし、『役員報酬に関する内規』に基づき、各取締役の役位・役割・職責等に応じて決定する。具体的な報酬額の決定に際しては、会社の業績・業界水準・従業員給与等とのバランスも考慮する。

#### (賞与)

取締役賞与は、毎年、一定の時期に支給する金銭報酬とし、単年度の連結営業利益達成度を基準とし、中期経営課題の取り組み状況・従業員への賞与支給状況・ガバナンスの状況等を総合的に勘案して決定する。

指標として単年度の連結営業利益達成度を選定した理由は、当グループは営業利益を主要な業績指標としていることに加え、各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に評価する上で関連性が高いと判断したためであります。

#### (譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものであり、中長期インセンティブ・市場への影響・他社動向等を考慮し、支給総額を決定する。

各取締役に対して、役位・役割・職責等に応じて毎年一定の時期に付与し、退任時までの間、譲渡制限を付すものとする。

#### (割合の決定に関する方針)

基本報酬、取締役賞与、譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合及び役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえた上で設定する。

#### (取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

基本報酬、取締役賞与、株式報酬の各取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された上限の範囲において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である越智勝寛が決定しております。

権限を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役に対して各取締役の報酬額の内訳及びその決定理由を事前に説明した上で、取締役会に総額を報告し、基本報酬額案、取締役賞与額案及び株式報酬額案を決定するものとする。

取締役賞与は、事業年度終了後、上記に記載の決定方針に基づき、各取締役の賞与額案に対する支給率を代表取締役社長が検討し、取締役会において賞与総額を審議・決定し、代表取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

株式報酬は、株式報酬額案を基に、上記に記載の決定方針に基づき、取締役会において株式報酬総額を審議・決定し、代表取締役社長が各取締役の配分案を決定するものとする。

(監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

各監査役の報酬については、職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案の上監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象人数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
社内取締役	6	124,238	115,500	8,738
社内監査役	1	12,651	11,700	951
社外取締役	2	11,400	11,400	—
社外監査役	2	6,600	6,600	—
計	11	154,890	145,200	9,690

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2022年5月26日開催の第45期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。なお、決議当時の対象取締役は10名となります。また、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額25,000千円以内（社外取締役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。なお、決議当時の対象取締役は7名となります。
4. 監査役の報酬限度額は、2009年5月28日開催の第32期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。なお、決議当時の対象監査役は5名となります。また、この報酬枠とは別に、2019年5月23日開催の第42期定時株主総会において年額5,000千円以内（社外監査役を除きます。）とする譲渡制限付株式報酬枠を決議されております。なお、決議当時の対象監査役は3名となります。
5. 上記支給額のほか、2022年5月26日開催の第45期定時株主総会決議に基づき、役員特別功労金を退任取締役2名に対して79,900千円支給しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 社外取締役 大武 健一郎

###### イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会名誉理事長であり、(NPO法人)ベトナム簿記普及推進協議会と当社の間には、特別な関係はありません。

###### ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、豊富な経験と高度な専門知識を生かし、取締役会において、主に経営の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

###### ハ. 社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役大武健一郎氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

##### ② 社外取締役 金井 路子

###### イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は株式会社グロースエンジン代表取締役であり、株式会社グロースエンジンと当社の間には、特別な関係はありません。

###### ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、豊富な経験と専門的な知見を生かし、取締役会において、主に経営の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。



ハ. 社外取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役金井路子氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 社外監査役 林 裕之

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は弁護士法人 太田・柴田・林法律事務所の弁護士であり、弁護士法人 太田・柴田・林法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

監査役会において、常勤監査役及び内部監査部門から報告を受け、当社グループ会社の監査状況等をレビュー、ヒアリングや意見交換を行うなど、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。また、社外監査役として、取締役会において、経験豊富な弁護士としての専門的見地から、積極的な発言を行っております。

ハ. 社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役林 裕之氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

④ 社外監査役 高山 和則

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は高山公認会計士事務所の公認会計士・税理士であり、高山公認会計士事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役会及び監査役会への出席率は92.3%であります。

監査役会において、常勤監査役及び内部監査部門から報告を受け、当社グループ会社の監査状況等をレビュー、ヒアリングや意見交換を行うなど、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。また、社外監査役として、取締役会において、経験豊富な公認会計士としての専門的見地から、積極的な発言を行っております。

ハ. 社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、社外監査役高山和則氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 17,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び整備運用状況

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社グループの全役職員が、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するため、コンプライアンス規程を定めるとともに、研修を充実させる。
  - (2) 社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、各部署からの情報収集や議論、情報発信を通じて、当社グループの全役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに適正業務推進室は業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視し、コンプライアンス体制の推進を図る。
2. 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録・経営会議会議録・稟議書など取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社グループ全体のリスク管理を重要な経営管理の一つであると位置付けており、その有効性と適切性を維持するべく経営危機管理規程を定めるとともに、社長を本部長とした「危機管理委員会」により、万一発生した危機において、拡大防止・損失の低減・事態の鎮静を第一義的に迅速かつ的確な組織的対応を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 原則として毎月1回第2火曜日に開催する定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
  - (2) 原則として毎週火曜日に取締役と必要に応じて各部署責任者による経営会議を開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
  - (3) 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する担当部署を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。
- (2) 子会社の営業成績、財務状況及び経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会又は経営会議に報告し、承認を得て行うこととする。
- (3) 定期的子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役の要請により、必要ある場合には職務を補助する専任の使用人を配置するものとし、その使用人の選任及び解任に関しては、監査役の同意を得て行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事考課・懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- (2) 監査役は独立性をもって各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができる。
- (3) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・経営会議・その他重要会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができる。
- (2) 監査役は、各部署の会議その他あらゆる場面に出席することができる。

- (3) 監査役は、適正業務推進室や監査法人と連携し、効率的な監査を行う。
- (4) 監査役は、その職務の執行に必要なと認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家を利用することができ、当社はその費用を負担する。

#### 10. 反社会的勢力に向けた取り組み

##### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固拒否することを基本的な考えとする。

##### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務部を対応部署としており、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それら勢力からの不当な要求を受けた場合に備え、平素から所轄警察署・企業防衛連合協議会・顧問弁護士等外部の専門機関との連携を築き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行う。

#### 11. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

##### (1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。また、各部署責任者以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

##### (2) 監査役の職務執行について

監査役は、当事業年度において監査役会を定期的に開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに適正業務推進室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

- (3) 当社子会社における業務の適正の確保について  
当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認する等適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。
- (4) コンプライアンス・リスク管理について  
コンプライアンス委員会及び危機管理委員会を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資確保、不測の事態に備えております。
- (5) 反社会的勢力排除について  
お取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>4,095,188</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,373,095</b>
現金及び預金	2,601,731	買掛金	533,532
受取手形	13,329	電子記録債務	623,442
売掛金	692,669	1年内返済予定の長期借入金	222,757
商品	663,026	リース債務	97,566
貯蔵品	432	未払費用	285,649
その他	127,061	契約負債	42,410
貸倒引当金	△3,064	未払法人税等	73,235
<b>固定資産</b>	<b>3,638,794</b>	賞与引当金	136,103
<b>有形固定資産</b>	<b>2,069,238</b>	その他	358,396
建物及び構築物	560,100	<b>固定負債</b>	<b>1,341,748</b>
機械装置及び運搬具	1,357	長期借入金	340,221
土地	1,182,654	リース債務	237,171
リース資産	117,743	退職給付に係る負債	325,800
建設仮勘定	157,177	資産除去債務	316,278
その他	50,204	その他	122,276
<b>無形固定資産</b>	<b>339,233</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,714,844</b>
ソフトウェア	269,042	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア仮勘定	11,735	<b>株主資本</b>	<b>3,998,323</b>
その他	58,454	資本金	414,789
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,230,322</b>	資本剰余金	92,424
差入保証金	1,062,118	利益剰余金	3,515,914
繰延税金資産	115,372	自己株式	△24,805
その他	52,832	その他の包括利益累計額	20,814
		為替換算調整勘定	△6,768
		退職給付に係る調整累計額	27,582
		<b>純資産合計</b>	<b>4,019,137</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,733,982</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,733,982</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		15,264,221
売上原価		6,631,681
売上総利益		8,632,539
販売費及び一般管理費		8,125,157
営業利益		507,382
営業外収益		
受取利息	19	
仕入割引	11,132	
固定資産賃貸料	1,626	
為替差益	3,559	
受取補償金	316	
助成金収入	6,815	
雑収入	3,841	27,310
営業外費用		
支払利息	4,477	
雑損	677	5,154
経常利益		529,538
特別損失		
固定資産売却損	7,419	
賃貸借契約解約損	3,578	
役員特別功労金	79,900	
社葬費用	21,888	
減損損失	134,668	247,454
税金等調整前当期純利益		282,083
法人税、住民税及び事業税	59,278	
法人税等調整額	△9,573	49,704
当期純利益		232,379
親会社株主に帰属する当期純利益		232,379

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	414,789	92,424	3,487,731	△9,313	3,985,631
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△204,130		△204,130
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			232,379		232,379
自己株式の取得				△26,854	△26,854
自己株式の処分		△66		11,362	11,296
利益剰余金から資本 剰余金への振替		66	△66		—
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	28,183	△15,491	12,691
当 期 末 残 高	414,789	92,424	3,515,914	△24,805	3,998,323

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定 調 整	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△5,434	9,957	4,522	3,990,153
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△204,130
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			—	232,379
自己株式の取得			—	△26,854
自己株式の処分			—	11,296
利益剰余金から資本 剰余金への振替			—	—
株主資本以外の項目 当期変動額（純額）	△1,333	17,625	16,292	16,292
当 期 変 動 額 合 計	△1,333	17,625	16,292	28,984
当 期 末 残 高	△6,768	27,582	20,814	4,019,137

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社名

タビオ奈良株式会社

Tabio France S.A.S.

Tabio Retail S.A.S.

踏比鷗商貿（上海）有限公司

なお、踏比鷗商貿（上海）有限公司については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Tabio France S.A.S.、Tabio Retail S.A.S.、踏比鷗商貿（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～50年

機械装置 7～15年

工具、器具及び備品 3～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当グループは主に靴下の企画・販売を行っており、商品販売については商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。また、卸売販売及びオンライン販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。なお、値引きや販売促進費の一部は売上高から控除しております。

顧客に付与されたポイントは、商品購入時の支払いへ充当可能であり、将来顧客により行使されると見込まれるポイントを履行義務として、連結貸借対照表上の契約負債に計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしております。

## 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費として処理しておりました販売促進費の一部を売上高から控除する方法に変更しております。また、会員顧客に配布したポイントについて、従来は将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として、繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務(契約負債)として識別し、取引価格から将来顧客により行使されると見込まれる金額を売上高から控除する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は152,799千円減少し、販売費及び一般管理費が152,799千円減少しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日
国内専門店事業	12,159,317
国内EC事業	1,908,082
海外・スポーツ卸事業	1,196,821
顧客との契約から生じる収益	15,264,221
その他の収益	-
外部顧客への売上高	15,264,221

- (注) 1. 国内専門店事業は、主に直営店、フランチャイズチェーン店における売上高になります。
2. 国内EC事業は、主に当社ECサイト、ECモールにおける売上高になります。
3. 海外・スポーツ卸事業は、主に海外店舗、国内スポーツ専門店における売上高になります。
4. 売上高の数値は連結消去後のものになります。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	2,069,238
無形固定資産	339,233
減損損失	134,668

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当グループは、減損の兆候を判定するに当たり、基本単位としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を資産グループとしてグルーピングしており、店舗ごとに減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が認められる店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。減損損失の認識の可否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が承認した翌期の事業計画を基礎として、店舗ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んで作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって、当初見込んでいた収益が得られず実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
(単位：千円)

	当連結会計年度
商 品	663,026
商 品 評 価 損	38,048

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当グループは、商品の評価について、正味売却価額が取得原価を下回る場合には、取得原価を正味売却価額まで減額しております。加えて、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、直近の販売実績を踏まえた上で、

仕入年度から一定の期間を超える商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げております。滞留による収益性の低下の判断においては、直近の販売実績や滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としていますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	115,372
法人税等調整額	△9,573

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当グループは、将来減算一時差異等に対して、将来の利益計画に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎としており、過去（3年）及び当連結会計年度の経営成績や納税状況等を総合的に勘案し、企業会計基準適用指針第26号による企業分類を行い、課税所得の見積可能期間を決定し、繰延税金資産の回収可能額を算定しております。繰延税金資産の回収可能性の検討においては、課税所得の発生見込に係る判断を主要な仮定としていますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、営業実績や実際に生じた時期など見積りと異なった場合には、評価性引当額の計上又は取崩に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。



#### 会計上の見積りの変更に関する注記

店舗等の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。

この見積りの変更による増加額40,825千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について減価償却費28,375千円、減損損失2,086千円を計上しております。

その結果、営業利益及び経常利益が28,375千円減少し、税金等調整前当期純利益が30,462千円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,302,947千円

連結損益計算書に関する注記

助成金収入

助成金収入は主に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各自治体で実施されている営業時間短縮等の要請に対する協力金であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首残高	増加	減少	当期末残高
普通株式(株)	6,813,880	—	—	6,813,880

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首残高	増加	減少	当期末残高
普通株式(株)	9,544	25,026	10,637	23,933

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の増加	普通株式	25,000株
単元未満株式の買い取りによる自己株式の増加	普通株式	26株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	普通株式	10,637株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 5月26日 定時株主総会	普通株式	204,130千円	30円	2022年 2月28日	2022年 5月27日

4. 当連結会計年度末日を基準日とした剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2023年 5月25日 定時株主総会	普通株式	203,698千円	利益剰余金	30円	2023年 2月28日	2023年 5月26日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信限度管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利であるため金利の変動リスクに晒されておられません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「電子記録債務」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	1,062,118	1,050,040	△12,078
資産計	1,062,118	1,050,040	△12,078
(1) 長期借入金(※1)	562,978	558,236	△4,742
負債計	562,978	558,236	△4,742

※1 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

2 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,601,731	—	—	—
受取手形	13,329	—	—	—
売掛金	692,669	—	—	—
合計	3,307,731	—	—	—

(注) 差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償却予定額には含めておりません。

3 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	222,757	328,168	12,053	—

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,050,040	—	1,050,040
長期借入金	—	558,236	—	558,236

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 差入保証金

将来キャッシュ・フローを信用リスク等を加味した利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	591円92銭
1 株当たり当期純利益	34円17銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,917,773</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,255,647</b>
現金及び預金	2,456,314	買掛金	526,675
取手	13,329	電子記録債権	623,442
掛	695,096	1年内返済予定の長期借入金	199,960
商品	652,482	リース債務	85,807
貯蔵品	108	未払金	230,479
前払費用	64,894	未払費用	251,809
未収入金	26,798	未払法人税等	73,063
その他の金	11,813	未払消費税等	66,160
貸倒引当金	△3,064	預り金	36,753
<b>固定資産</b>	<b>2,901,203</b>	前受収益	2,047
<b>有形固定資産</b>	<b>1,363,447</b>	賞与引当金	122,578
建物	57,878	契約の負債	35,916
工具、器具及び備品	43,756	その他	952
土地	1,034,564	<b>固定負債</b>	<b>1,141,335</b>
リース資産	70,071	長期借入金	250,150
建設仮勘定	157,177	リース債務	185,192
<b>無形固定資産</b>	<b>274,455</b>	長期未払金	18,723
ソフトウェア	256,933	退職給付引当金	297,879
ソフトウェア仮勘定	11,735	資産除去債務	314,390
電話加入権	5,786	長期預り保証金	75,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,263,300</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,396,982</b>
関係会社株式	9,000	<b>純資産の部</b>	
出資金	160	<b>株主資本</b>	<b>3,421,994</b>
関係会社長期貸付金	19,273	資本金	414,789
長期前払費用	5,847	資本剰余金	92,424
差入保証金	1,052,484	資本準備金	92,424
繰延税金資産	126,036	<b>利益剰余金</b>	<b>2,939,586</b>
その他	50,499	利益準備金	65,000
		その他利益剰余金	2,874,586
		別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	2,774,586
		<b>自己株式</b>	<b>△24,805</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>3,421,994</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,818,977</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,818,977</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,072,189
売 上 原 価		6,622,323
売 上 総 利 益		8,449,866
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,016,494
営 業 利 益		433,372
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	662	
仕 入 割 引	11,132	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	9,910	
固 定 資 産 賃 貸 料	39,450	
為 替 差 益	3,164	
受 取 手 数 料	600	
助 成 金 収 入	5,610	
雑 収 入	3,333	73,864
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,795	
雑 損 失	497	4,293
経 常 利 益		502,943
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	7,419	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	3,578	
役 員 特 別 功 勞 金	79,900	
社 葬 費 用	21,888	
減 損 損 失	134,668	247,454
税 引 前 当 期 純 利 益		255,488
法人税、住民税及び事業税	59,106	
法 人 税 等 調 整 額	△9,024	50,082
当 期 純 利 益		205,406

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	414,789	92,424	—	92,424	65,000
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△66	△66	
利益剰余金から資本剰余金への振替			66	66	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	414,789	92,424	—	92,424	65,000

	株 主 資 本					純 資 産 計
	利益剰余金			自 己 株 式	株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	100,000	2,773,376	2,938,376	△9,313	3,436,276	3,436,276
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△204,130	△204,130		△204,130	△204,130
当 期 純 利 益		205,406	205,406		205,406	205,406
自己株式の取得				△26,854	△26,854	△26,854
自己株式の処分				11,362	11,296	11,296
利益剰余金から資本剰余金への振替		△66	△66		—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	1,210	1,210	△15,491	△14,281	△14,281
当 期 末 残 高	100,000	2,774,586	2,939,586	△24,805	3,421,994	3,421,994

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～50年

工具、器具及び備品 3～10年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に靴下の企画・販売を行っており、商品販売については商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。また、卸売販売及びオンライン販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。なお、値引きや販売促進費の一部は売上高から控除しております。

顧客に付与されたポイントは、商品購入時の支払いへ充当可能であり、将来顧客により行使されると見込まれるポイントを履行義務として、貸借対照表上の契約負債に計上しております。

## 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費として処理しておりました販売促進費の一部を売上高から控除する方法に変更しております。また、会員顧客に配布したポイントについて、従来は将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として、繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務(契約負債)として識別し、取引価格から将来顧客により行使されると見込まれる金額を売上高から控除する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の売上高は149,600千円減少し、販売費及び一般管理費が149,600千円減少しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

## 収益認識に関する注記

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
(単位：千円)

	当 事 業 年 度
有形固定資産	1,363,447
無形固定資産	274,455
減 損 損 失	134,668

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

### 2. 棚卸資産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
(単位：千円)

	当 事 業 年 度
商 品	652,482
商 品 評 価 損	37,849

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
(単位：千円)

	当 事 業 年 度
繰 延 税 金 資 産	126,036
法 人 税 等 調 整 額	△9,024

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,194,551千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	13,475千円
長期金銭債権	3,684千円
短期金銭債務	53,027千円

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	39,413千円
売上原価	374千円
販売費及び一般管理費	652,433千円
営業取引以外の取引高	39,068千円

## 2. 助成金収入

助成金収入は主に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各自治体で実施されている営業時間短縮等の要請に対する協力金であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首残高	増加	減少	当期末残高
普通株式(株)	9,544	25,026	10,637	23,933

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の増加	普通株式	25,000株
単元未満株式の買い取りによる自己株式の増加	普通株式	26株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	普通株式	10,637株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	164,021千円
賞与引当金否認	37,484千円
未払事業税否認	11,089千円
棚卸資産評価減否認	11,602千円
退職給付引当金否認	89,964千円
減価償却超過額	628千円
関係会社株式評価損	43,451千円
減損損失	88,636千円
資産除去債務	96,140千円
その他	29,603千円
繰延税金資産小計	572,622千円
評価性引当額	△441,875千円
繰延税金資産合計	130,747千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,711千円
繰延税金負債合計	△4,711千円
繰延税金資産の純額	126,036千円



関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係		
子会社	タビオ奈良株式会社	(所有) 直接 100.00%	兼任3名	商品の保管・ 出庫・検査・ 検品業務	土地の賃貸 (注)	37,824

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 土地の賃貸料については、交渉の上決定しております。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

503円98銭

1 株当たり当期純利益

30円20銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

タビオ株式会社  
取締役会御中

### ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 武藤 元洋  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中須賀 高典  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タビオ株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タビオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

タビオ株式会社  
取締役会御中

### ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 武藤 元洋  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中須賀 高典  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タビオ株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月25日

タビオ株式会社 監査役会  
常勤監査役 小田 明 ㊟  
社外監査役 林 裕之 ㊟  
社外監査役 高山和則 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額 203,698,410円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月26日



## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役林 裕之氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

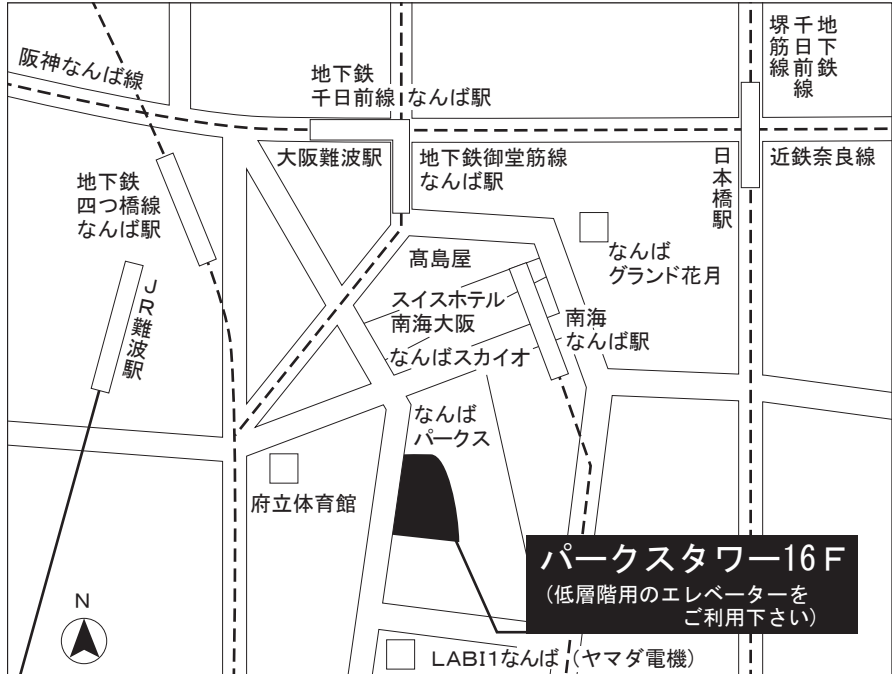
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式数
はやし ひろ ゆき 林 裕之 (1974年4月23日生)	2000年10月 大阪弁護士会登録 太田・柴田法律事務所(現弁護士法人 太田・柴田・林法律事務所)入所 2008年4月 同事務所パートナー就任(現任) 2011年2月 当社一時監査役(社外監査役)就任 2011年5月 社外監査役就任(現任) (社外監査役候補者とした理由) 2011年2月より当社の社外監査役に就任しております。弁護士として企業法務分野において豊富な知識と経験を有しており、客観的かつ公平な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、引き続き社外監査役候補者としてしました。なお、同氏の社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって12年3カ月であります。	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、林 裕之氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届けを出しております。
3. 当社と林 裕之氏は、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。同氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要  
 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年6月に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号  
なんばパークス内パークタワー16F 当社本店大会議室  
(低層階用のエレベーターをご利用下さい)  
電 話 06-6632-1200



## [交通のご案内]

- ・南海なんば駅 中央口徒歩2分 南口徒歩3分
- ・地下鉄なんば駅 御堂筋線徒歩8分  
四つ橋線徒歩15分  
千日前線徒歩11分
- ・近鉄/阪神大阪難波駅 徒歩12分
- ・JR難波駅 徒歩15分